

会 議 録 第 6 号

1. 招集日時 平成27年12月18日(金) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

- 1番 藤田尚美君
- 2番 秋山泉君
- 3番 尾野政子君
- 4番 伊藤裕一君
- 5番 長田麻美君
- 6番 山本伸子君
- 7番 杉森弘之君
- 8番 須藤京子君
- 9番 黒木のぶ子君
- 10番 甲斐徳之助君
- 11番 池辺己実夫君
- 12番 守屋常雄君
- 13番 市川圭一君
- 14番 小松崎伸君
- 15番 石原幸雄君
- 16番 遠藤憲子君
- 17番 鈴木かずみ君
- 18番 利根川英雄君
- 19番 山越守君
- 20番 板倉香君
- 21番 柳井哲也君
- 22番 中根利兵衛君

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
監 査 委 員	植 田 典 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
人 事 部 長	川 上 秀 知 君
総務部長事務取扱	滝 本 昌 司 君
市 民 部 長	坂 野 一 夫 君
保健福祉部長	清 水 治 郎 君
環 境 部 長	坂 本 光 男 君
経 済 部 長	八 島 敏 君
建 設 部 長	山 岡 康 秀 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会 計 管 理 者	大和田 伸 一 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	結 速 武 史 君
市長公室次長兼 行政経営課長	飯 野 喜 行 君
人事部次長兼 人 事 課 長	小 川 茂 生 君
総 務 部 次 長	藤 田 聡 君
市 民 部 次 長	岡 見 清 君
保健福祉部次長	高 谷 寿 君
保健福祉部次長	藤 田 幸 男 君
環境部次長兼 環境政策課長	梶 由 紀 夫 君
経済部次長兼 農業政策課長	飯 泉 栄 次 君
建 設 部 次 長	加 藤 晴 大 君
建設部次長兼 施設整備課長	長谷川 啓 一 君
教育委員会次長	中 澤 勇 仁 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本	仁君
書記	中根	敏美君
書記	飯村	彰君
書記	飯田	晴男君

平成27年第4回牛久市議会定例会

議事日程第6号

平成27年12月18日（金）午前10時開議

- 日程第 1. 議案第74号 牛久市小坂城址土地購入事務処理調査委員会設置条例について
- 日程第 2. 議案第75号 牛久市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について
- 日程第 3. 議案第76号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4. 議案第77号 牛久市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5. 議案第78号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6. 議案第79号 牛久市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7. 議案第80号 平成27年度牛久市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 8. 議案第81号 平成27年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9. 議案第82号 平成27年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第10. 議案第83号 平成27年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11. 議案第84号 平成27年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12. 議案第85号 指定管理者の指定について
- 日程第13. 意見書案第6号 辺野古新基地建設に反対する意見書の提出について
- 日程第14. 請願第 8号 「小坂城址土地購入」に関する調査特別委員会の設置等を求める請願
- 日程第15. 請願第 9号 「精神障がい者の地域活動支援センター設置」の予算化に関する請願
- 日程第16. 請願第10号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願書
- 日程第17. 政治倫理条例特別委員会委員の選任について
- 日程第18. 閉会中の事務調査の件

午前10時00分開議

○議長（市川圭一君） おはようございます。

開会前にお知らせします。

去る12月11日に請願第9号に関する署名が提出されましたので、署名人数の資料を各机上に配付しておきました。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、議案第74号ないし日程第12、議案第85号の12件、日程第13、意見書案第6号の1件、日程第14、請願第8号ないし日程第16、請願第10号の3件を一括議題といたします。

○

議案第 74号 牛久市小坂城址土地購入事務処理調査委員会設置条例について

議案第 75号 牛久市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について

議案第 76号 牛久市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 77号 牛久市税条例の一部を改正する条例について

議案第 78号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第 79号 牛久市公園条例の一部を改正する条例について

議案第 80号 平成27年度牛久市一般会計補正予算（第5号）

議案第 81号 平成27年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 82号 平成27年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

議案第 83号 平成27年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第 84号 平成27年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 85号 指定管理者の指定について

意見書案第6号 辺野古新基地建設に反対する意見書の提出について

請願第 8号 「小坂城址土地購入」に関する調査特別委員会の設置等を求める請願

請願第 9号 「精神障がい者の地域活動支援センター設置」の予算化に関する請願

請願第 10号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願書

○議長（市川圭一君） 本件に関しては、各委員長から審査結果の報告を受けました。つきましては、各委員長から審査経過並びに結果についての報告を求めます。

まず、秋山総務常任委員長。

平成27年12月18日

牛久市議会議長殿

総務常任委員会

委員長 秋山 泉

総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第74号	牛久市小坂城址土地購入事務処理調査委員会設置条例について	原案可決
議案第75号	牛久市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について	原案可決
議案第76号	牛久市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第77号	牛久市税条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第80号	平成27年度牛久市一般会計補正予算（第5号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
意見書案第6号	辺野古新基地建設に反対する意見書の提出について	否決

〔総務常任委員長秋山 泉君登壇〕

○総務常任委員長（秋山 泉君） 総務常任委員会委員長審査報告。

平成27年12月11日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る12月14日、委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第74号は、牛久市小坂城址土地購入事務処理調査委員会設置条例についてであります。本件は、小坂城址の土地購入に関する事務処理の調査及び実態把握を行うため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、牛久市小坂城址土地購入事務処理調査委員会を設置するものであります。

審査に当たり委員からは、調査委員について、弁護士等、有識者の中から3人を固定で選出するのか、また、選出の基準について質疑がなされ、市執行部からは、3人固定であり、誰から見ても公正・中立な委員を選出するとの答弁がありました。

また、調査方法について、さらに調査結果をどのような方法で市民に知らせるのかについて質疑がなされ、市執行部からは、調査方法は基本的に書類により行い、必要に応じて関係者に意見を聞くことになること、調査結果の報告については、市のホームページ等での公表を行うこと、市議会議員にも知らせるとの答弁がありました。

また、調査委員会の会議については、公開なのか非公開なのか、調査報告書についてはどこまで公開するのかについて質疑がなされ、市執行部からは、会議の公開、非公開については、条例に従ってその都度判断していくこと、調査報告書の取り扱いについては、他市町村の事例なども参考にしながら今後検討していくこと、調査委員会開催日程については、他の審議会等と同様に事前に知らせるとの答弁がありました。

議案第75号は、牛久市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例についてであります。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、行政手続における市民の負担軽減、及び利便性の向上を図るため、牛久市において個人番号を利用した庁内連携、及び特定個人情報の提供を行う事務について定めるものであります。

審査に当たり委員からは、本事業費の国との財政負担の割合、及び社会保障、税、災害の3分野に類する事務への番号法適用の道筋について質疑がなされ、市執行部からは、費用としては平成29年度までに総額として1億5,000万円程度かかる予定であり、今年度予算についてはシステム改修費として8,000万円程度であること、財政負担割合については国が4割であること、また、3分野に類する事務については、平成29年7月までに把握し、条例に規定し利用していくとの答弁がありました。

また、番号利用については庁内に限定するのか、3分野に類する事務にはどのようなものがあるのかについて質疑がなされ、市執行部からは庁内に限定していること、また、3分野に類する事務の例として茨城県の医療福祉制度等が挙げられると答弁がありました。

また、市民にとってのメリット、行政にとってのメリット、デメリットについての質疑がな

され、市執行部からは市民のメリットとして、所得証明、住民票などの添付書類が省略できること、行政側のメリットとして、紙の書類を扱わずに済むことから効率化になること、デメリットについては現在思い当たることがないとの答弁がありました。

また、番号通知カードの牛久市内における配達状況、市民からの主な問い合わせの内容、詐欺被害の発生状況、視覚障害者への対応について質疑がなされ、市執行部からは、郵便局から返送された件数が約2,600件、うち窓口にとりに来たのが約500件、結果、現在の未配達は約2,100件であること、市民からの問い合わせの中で多いものは、個人番号カードをつくらなければいけないのかというもので、それに対しての窓口での説明としては、任意なので必ずつくらなくてはいけないというものではありませんという説明をしていること、詐欺被害については現在報告はないこと、視覚障害者への対応については、封筒の表面に点字表記を施したとの答弁がありました。

議案第76号は、牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、議案第74号で上程しております牛久市小坂城址土地購入事務処理調査委員会の委員を非常勤特別職として委嘱するため、報酬及び費用弁償を定めるものであります。

議案第77号は、牛久市税条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、地方税法の改正に伴い、納税者の申請に基づく「換価の猶予制度」を創設し、徴収猶予及び換価の猶予について見直しを行うものであります。

審査に当たり委員からは、市税以外の徴収金について具体的に示してほしいとの質疑がなされ、市執行部からは、介護保険料、後期高齢者医療保険料、下水道使用料、下水道受益者負担金、保育料、市営住宅使用料、学校給食費などであるとの答弁がありました。

また、納税相談について、滞納者が納付するに当たり、税や使用料に優先順位があるのかとの質疑がなされ、市執行部からは、納税相談実施の現状と、滞納者それぞれのケースによって納付の優先順位を決めていること、納税相談の中で聞き取った内容により福祉部門や教育委員会など担当課と連携を図っているとの答弁がありました。

また、本条例のもととなる法改正のそもそもの目的、猶予制度の周知について、さらに担保について質疑がなされ、市執行部からは、これまでも職権による換価の猶予制度はあったが、本人申請により換価の猶予を行うことで、滞納金が膨らむ前に本人がSOSを出せることになったのが今回の法改正の目的であること、周知については、広報うしく、窓口用のチラシ、ホームページ、メールマガジン、FMラジオなどを活用し、また制度の手引の作成を行う予定であること、担保については、国債、地方債、市長が確実と認める社債その他、有価証券、土地、建物、市長が確実と認める保証人の保証などがあるとの答弁がありました。

議案第80号、平成27年度牛久市一般会計補正予算（第5号）のうち、当委員会所管の歳入の主なものとして、地方税については、国において軽自動車税率の変更が来年度に延長されたことに伴う軽自動車税の減額計上。寄附金については、本年4月1日からふるさと寄附をいただいた方に対して市内特産品の返礼を行っており、6月議会でも増額補正を行ったところですが、さらなる増収が見込まれることから、再度ふるさと寄附を増額計上するものであります。繰入金については、今補正予算を調製した結果生じた財源不足を補うため、財政調整基金繰入金を増額計上するものであります。

歳出の主なものとして、総務費のうち、総務管理費につきましては、行政区集会所用地の取得、及び集会所修理補助金等の増額計上であります。消防費につきましては、牛久市消防団市役所消防隊の結成に要する経費、及び市内のコンビニエンスストア17店舗へのAED設置費、また、現在改修を行っている牛久駅東口広場へ、災害時、緊急にトイレを設置できるよう、汚水管の布設、及び備品の購入に要する経費を増額計上するものであります。

審査に当たり委員からは、ふるさと寄附について、来年度の返礼品の拡充の予定について質疑がなされ、市執行部からは、現在60品目の中から申し込むことになっているが、来年度に向けて庁内で検討していくとの答弁がありました。

また、牛久市消防団市役所消防隊について、隊員の構成、出勤に当たっての勤務体制について質疑がなされ、市執行部からは、非常勤職員が2人、常勤職員が18人、計20人の体制であり、女性が4人、男性が16人であります。出勤の際の勤務体制としては、平日の8時30分から17時15分までの執務時間中で、職務専念義務の免除という取り扱いで出勤することになっております。訓練についても平日の執務時間中に行うこと、従事内容としては、火事の現場における交通整理などの後方支援などを担当することになるとの答弁がありました。

また、牛久駅東口の災害時用トイレの概要について、さらに障害者用にどのような配慮がされているのかについて質疑がなされ、市執行部からは、牛久駅東口のエスカレーター北側の広場に10個のトイレを設置すること、外側にテントを張り視覚に配慮すること、10個のうち2つが障害者用であること、障害者用のトイレは健常者用に比べテントの幅が広いこと、との答弁がありました。

意見書案第6号は、辺野古新基地建設に反対する意見書の提出についてであります。

本件は、辺野古新基地の建設を直ちにやりやめるよう強く要求するものです。

委員からは、基地の経済効果は実はとても小さいこと、さらに辺野古に基地が建設された場合に水資源に与える悪影響が懸念されることから、本意見書案に賛成するという意見があり、一方で、東アジアの安全保障の観点から本意見書案には反対する、という意見がありました。

以上、6件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第74号、議案第76号、及び議案第77号はいずれも全会一致により、議案第75号及び議案第80号については賛成多数により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、意見書案第6号につきましては、賛成少数により否決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（市川圭一君） 次に、黒木教育民生常任委員長。

平成27年12月18日

牛久市議会議長 殿

教育民生常任委員会

委員長 黒木 のぶ子

教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第78号	牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第79号	牛久市公園条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第80号	平成27年度牛久市一般会計補正予算（第5号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
議案第81号	平成27年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第83号	平成27年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第84号	平成27年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
請願第8号	「小坂城址土地購入」に関する調査特別委員会の設置等を求める請願	不採択

請願第 9 号	「精神障がい者の地域活動支援センター設置」の予算化に関する請願	採 択
請願第 10 号	「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願書	採 択

〔教育民生常任委員長黒木のぶ子登壇〕

○教育民生常任委員長（黒木のぶ子君） おはようございます。

教育民生常任委員会委員長審査報告。

平成 27 年 12 月 11 日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る 12 月 15 日、委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第 78 号は、牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、地方税法等の改正に伴い、上場株式等に係る配当所得の分離課税の対象に特定公社債等の利子所得等を加えるほか、所要の改正を行うものであります。

審査に当たり委員からは、条例の改正による歳入の増減の試算について質疑がなされ、市執行部からは、利子所得については今まで都道府県にかかる県民税で、市町村には情報が来ていないので、影響額はわかっていないとの答弁がありました。

議案第 79 号は、牛久市公園条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、牛久運動公園野球場について、スコアボード、メインスタンド等の改修が終了し、公式規格の野球場として有料試合の開催も可能となることから、使用料金の一部を改正するものであります。

審査に当たり委員からは、野球場の使用料金の改正について、入場料を徴収した場合の設定について質疑がなされました。

市執行部からは、使用料金は改修費用ではなく、他市の状況を勘案しながら料金設定を行った。入場料を徴収した場合の設定はなく、今後どのくらいの使用があるか見きわめながら検討していきたいとの答弁がありました。

また、野球場の冬の時期の貸し出しについて、テニスコートの使用料金の改正予定について質疑がなされ、市執行部からは、冬の時期の野球場の貸し出しはなく、運動公園の各施設の料金体系については体育館も含めて、平成 29 年 4 月の消費税引き上げに合わせて全ての料金体系を見直すことを検討しているとの答弁がありました。

議案第 80 号、平成 27 年度牛久市一般会計補正予算（第 5 号）のうち、当委員会所管の歳

入の主なものとして、分担金及び負担金は保育料の減額計上であり、国庫支出金のうち、国庫負担金の民生費国庫負担金は療養給付金の増額計上、及び障害者自立支援給付費負担金等の増額計上であります。県支出金の県負担金は、国庫支出金同様、国民健康保険事業における給付費、及び障害者扶助費の増加に伴う県負担分の増額計上であります。県補助金の民生費県補助金は、地域医療介護総合確保基金事業補助金の増額計上であります。

歳出の主なものとして、民生費の社会福祉費は、民間事業者が行う特別養護老人ホーム整備事業に対する助成費の計上であり、障害者に対する介護サービスについては、利用者の増加に伴い、給付費に不足が見込まれることから増額計上するものであります。教育費の中学校費は、下根中学校のグラウンドを拡張し、テニスコートを整備するものであります。

審査に当たり委員からは、市外から牛久市の保育園に通園している園児について、保育園整備の方向性について質疑がなされました。

市執行部からは、57名が市外へ通園で、市外から牛久市に通っている園児は53名です。保育園整備については、老朽化した公立保育園を社会福祉協議会が運営する民間保育園として整備していく基本的な方向性は変わらないが、保護者、学校、PTA、地域の方と協議をしながら進めていくとの答弁がありました。

また、地域介護拠点整備による特別養護老人ホームの申し込み状況、待機している方の今後の展開、コミュニティスクールについて質疑がなされました。

市執行部からは、申し込みは今の時点で60名から70名の申し込みがあると思います。市内の待機者は、10月1日現在、要介護3以上の介護認定を受けている方で特別養護老人ホームの入所を希望している方が116名、今回70床がオープンすることで、7割くらい牛久市の被保険者が入所されるのではないかと予想している。その後、3月1日に、牛久さくら園が30床の増床を行う。これにより、待機者については今よりも減少すると見込んでいる。コミュニティスクールは、任命された保護者、地域住民の方々が学校の運営に参画する地域とともにある学校の仕組みづくりで、今回は準備としてコーディネーターの研修などを行いながら準備を進めているとの答弁がありました。

議案第81号は、平成27年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入の主なものとして、療養給付費交付金は、退職被保険者療養給付金の減額計上であり、繰入金については、一般会計繰入金を増額計上であります。歳出の主なものは、一般被保険者療養給付費負担金の増額計上であります。

審査に当たり委員からは、医療費の抑制策、効果について質疑がなされ、執行部からは、医療費の抑制については高脂血症、高血圧、糖尿病の3種類の新薬の使用者に対して差額通知を

出しており、ジェネリック医薬品の推進を行っている。効果としては月20万円から30万円程度となっているが、今後は対象となる薬剤の種類を広げる検討を行って効果を高めていきたいとの答弁がありました。

議案第83号は、平成27年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入の主なものとして、保険料は第1号被保険者特別徴収保険料の増額計上であり、支払基金交付金については、介護給付費交付金の増額計上であります。歳出の主なものは、保険給付費における居宅介護予防サービス給付費負担金の増額計上であります。

議案第84号は、平成27年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

歳入の主なものは、一般会計繰入金の増額計上であり、歳出の主なものは、前年度の精算に基づく医療費負担金の増額計上であります。

請願第8号は、「小坂城址土地購入」に関する調査特別委員会の設置等を求める請願であります。

本件は、「小坂城址土地購入」に関する調査特別委員会を設置すること、及び前期の「小坂城址土地購入」に関する調査特別委員会において、非公開の委員会議事録を公開し、調査結果を報告することを求めるものであります。

委員からは、第三者委員会とは別に、議会として百条委員会を設置して市民に報告すべきである。また、議会が責任を持って真相を明らかにし、最後まで調査していくべきとの意見がありました。

請願第9号は、「精神障がい者の地域活動支援センター設置」の予算化に関する請願であります。

本件は、精神障害者の地域活動支援センターの早期実現・具体化のための予算化を要望するものであります。

請願第10号は、「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願書であります。

本件は、国会、政府に「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書を提出するよう強く求めるものであります。

以上、9件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第78号、議案第79号、議案第81号、議案第83号、及び議案第84号は全会一致により、議案第80号は賛成多数により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、請願第9号につきましては全会一致により、請願第10号につきましては賛成多数により、採択すべきものと決しました。

次に、請願第8号につきましては、賛成少数により、不採択すべきものと決しました。

以上、御報告いたします。

○議長（市川圭一君） 次に、板倉産業建設常任委員長。

平成27年12月18日

牛久市議会議長 殿

産業建設常任委員会

委員長 板 倉 香

産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第80号	平成27年度牛久市一般会計補正予算（第5号） 別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
議案第82号	平成27年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第85号	指定管理者の指定について	原案可決

〔産業建設常任委員長板倉 香君登壇〕

○産業建設常任委員長（板倉 香君） 産業建設常任委員会委員長審査報告。

平成27年12月11日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る12月16日、委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第80号は、平成27年度牛久市一般会計補正予算（第5号）のうち、当委員会所管の歳出の主なものとして、土木費の道路橋梁費について、道路の維持補修費及び市道116号線東端穴地区内の舗装打ちかえ等に要する経費を増額計上するものです。

審査に当たり委員からは、当初見込んでいたふるさと寄附の件数とそれを上回った理由についての質疑がなされ、市執行部からは、当初200件の寄附を見込んでおり、6月補正ではさらに600件分の増額を行ったが、現段階では2,400件の寄附申し込みがある。今年度から始まった事業であるため当初の見込みが難しかったこと、ふるさと納税についてテレビ等で周知されたことにより秋口ごろから急激にふるさと寄附金の件数が増加したことで、当初の見込みを上回ったとの答弁がありました。

また、牛久市に寄せられた寄附金がどのように使われているかを明確にし、市民に広報などでお知らせすることを心がけたいとの答弁もありました。

その他、里山の再生を進める事業の対象地の選定方法と既に整備した地区のその後の状況について質疑がなされ、市執行部からは、この事業を実施していただける方を8月ごろに募集し、応募した地権者の希望により場所が決定する。この事業で整備された地区が約20ヘクタールあり、10年間は里山を維持していく内容の協定を市と地権者において締結している。里山の状況については、毎年茨城県へ報告しているとの答弁がありました。

議案第82号は、平成27年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）であり、歳入歳出予算のうち、歳入につきましては、一般会計からの繰入金を増額計上であり、歳出につきましては、下水道事業費における経費の組み替え及び職員手当等の増額計上であります。債務負担行為は、平成28年度における公共下水道水質分析調査業務等の3件に関し、準備期間に日数を要するため設定するものであります。

審査に当たり委員からは、岡見第一ポンプ場の設備改築工事費について予算の減額計上をしているが、ポンプの新規入れかえに係る今後の予算について質疑がなされ、市執行部からは、ポンプの新規入れかえについて新たに補正予算を組むことはなく、下水道施設の長寿命化計画の変更を行うための調査費を来年度に予算計上し、ポンプの新規入れかえに係る予算については平成29年度以降に計上するとの答弁がありました。

議案第85号は、指定管理者の指定についてであり、牛久自然観察の森の管理者として、特定非営利活動法人うしく里山の会が選定されましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を経なければならないものであります。

審査に当たり委員からは、指定期間を5年間とする理由について質疑がなされ、市執行部からは、指定管理業務には園内の自然環境の管理も含まれており、年々変化する園内の自然環境に対し、管理の効果を検証するためには指定期間を5年間とするのが適当と考えているとの答

弁がありました。

また、指定期間を3年間とするなど、短くする検討はあったかとの質疑がなされ、市執行部からは、全国に10カ所の自然観察の森が存在するうち、指定管理者制度を導入している7カ所の事例を参考として5年間に設定しており、3年間とする検討はしていないとの答弁がありました。

以上、3件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第80号は賛成多数により、議案第82号及び議案第85号は全会一致により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（市川圭一君） 以上で各委員長の審査の経過並びに結果についての報告は終わりました。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。

なお、質疑は一括質疑でお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で各委員長に対する質疑を終結いたします。

これより提出されている全議案に対する討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。16番遠藤憲子君。

〔16番遠藤憲子君登壇〕

○16番（遠藤憲子君） それでは、反対討論に入る前に一言申し上げます。

教育民生常任委員会では請願第10号に賛成をいたしましたが、精査をした結果、反対とさせていただきます。

それでは、請願第10号、「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願書に対し、反対討論を行います。

家庭の価値を基本理念とする基本法の制定を求めています。家庭とは何か、法律が家庭のことにまで踏み込み、全て国で統一しようとするに危惧を感じます。今、家庭崩壊の原因を家庭に求めるには、余りにも現実を見ない議論と言えます。

働く人たちの労働環境は以前とは大きく変わり、若者の2人に1人が非正規労働と言われ、1,000万人を超えています。結婚をしていますが、2人で働いてやっと生活をしている状況で、さらにリストラ、事故などで職を失えば生活もままならず、離婚に至るケースもあると言われています。

日本でも子供の貧困問題が取り上げられ、子供の6人に1人が貧困と言われ、住居もままた

らない家庭もあります。食べていくのが精いっぱい家庭もあります。特に、母子家庭での生活は厳しく、受験生の子供を持つ母親が3つも仕事をかけ持ちをしなければ生活できない状況の報道もありました。また、一方で、営利のためにはいろいろと子供に害のあるものを販売し、もうけている人たちがいます。そのようなことは正していかなければなりません、社会の構造自体が崩れている状況です。

日本も批准をしている子どもの権利条約では、子供の最善の利益をうたっていますが、現実にはそれとはほど遠いものとなっています。勉強を続けたいと利用した有利子の奨学金制度では、就職してからも奨学金返済が重く、給付制度が求められています。また、就学援助制度の充実も言われておりますが、税や手当の制度なども含め、先進国の中でも子供たちに対する国の予算の使われ方がいかに少ないかを如実にあらわしています。そのような視点が抜けており、地域にはその地域での教育目標を立てて努力をしている中で、全国を一つにすることには無理があります。

この請願は、茨城県内の各議会に提出されていると聞きました。なぜ茨城が全国に先駆けてこのような請願を出すのか、甚だ疑問です。

以上、子供をどう育てるのか理念のないまま、全国一律の価値で青少年を育成するという意見書提出の請願書に反対をいたします。委員各位の御賛同を心からお願いいたします。

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。15番石原幸雄君。

〔15番石原幸雄君登壇〕

○15番（石原幸雄君） 請願第8号、「小坂城址土地購入」に関する調査特別委員会の設置等を求める請願に対する賛成討論を行います。

小坂城址にかかわる土地購入疑惑については、今議会において執行部より第三者委員会の設置を求める条例案が提出されましたが、これはあくまでもこの問題に対する行政側の対応策であって、たとえ条例案が可決され第三者委員会が設置されても、この問題に対する議会としての責任がなくなるわけではないのであります。

すなわち、小坂城址にかかわる土地購入疑惑について議会としての最大の問題は、昨年11月に成立した調査特別委員会が多額の税金を使って審議をしたにもかかわらず、委員会として調査報告書を採択できずに終了したことであります。それゆえ、牛久市議会には、依然として市民に対する調査報告義務が残されており、その意味で、この際、議会としては地方自治法100条に基づく強い権限を有する調査特別委員会を再度設置し、税金の用途をきちんと検証した上で、市民に対する調査報告書を採択すべきであると考えます。

ところで、牛久市議会として仮にも本請願を否決することになれば、今回も含めて調査特別委員会の設置決議案や請願を7回も否決したことになることから、民意を反映できない議会で

あれば議会は要らないとの議会不要論が市民から発せられることは必定であり、そのような事態になれば、当然のことながら議会のリコール運動が起こされる可能性が極めて高いと思われるのであります。

したがって、第三者委員会条例案が可決されれば、本請願は否決しても構わないなどと安易に考えるのではなく、我々市議會議員は今回牛久市議会に求められている市民に対する責務をしっかりと果たすべきであると判断をいたします。

議員各位の良識に期待し、賛成討論といたします。

○議長（市川圭一君） 次に、原案反対の方の発言を許します。8番須藤京子君。

〔8番須藤京子君登壇〕

○8番（須藤京子君） 皆さん、おはようございます。

それでは、請願第10号、「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願書について反対討論を行います。

この請願は、これまで自民党により国会に提出される予定が激しい批判に遭い断念されたり、提出されたものの審議未了のまま廃案となった青少年健全育成基本法の制定を求めるものであります。

私は、青少年の育成に関する包括的な法律の整備については反対するものではありません。しかしながら、与党が制定を目指す同基本法については問題点があると考えております。

日本は、1994年に子どもの権利条約に批准しています。子どもの権利条約には、締約国はこの条例において認められる権利の実現のため、全ての適当な立法措置、行政措置、その他の措置を講ずると規定されています。したがって、青少年育成に関する包括的な基本法には、この条約が反映されるべきものと考えます。

まず、基本法案の理念が前文や第1条に示されております。我が国、社会の発展に資する青少年の育成という考え方がその一つの問題ではないかと考えているところであります。子供の成長発達権よりも国家社会の発展を優先するかのような内容は、国家社会のために子供があると言っているかのようであります。また、親等の保護者の責任も、国家社会に対して第一義的責任を負うかのように規定しているように読み取れます。

さらに、事業者健全育成に努める責務を課していますが、国家社会発展のための青少年健全育成のため、営業の自由や表現の自由に対する過度な規制につながりかねない危険性ははらんでいると考えられます。

こうした点を修正し、まずは子供の成長発達権の保障や子供の最善の利益、尊重等、子どもの権利条約の重要原則を規定し、子供の意見表明、参加の権利、差別の禁止などの項目も盛り込むべきと考えるものであります。

昨今は、安全保障関連法と言いながら、国民からは戦争法だと称される法律が制定され、特定と言いながらどんなものも指定できる特定秘密保護法が施行される事態となっています。また、青少年健全育成基本法も、かつての国家総動員法との類似性が指摘されてもおります。この国は、一体どこに向かって進んでいこうとしているのでしょうか。私たちは、いま一度立ちどまってじっくり考えなければならないのではないのでしょうか。

また、議案第75号についても、マイナンバー制は現在施行されている段階ではありますが、マイナンバー制度の利用拡大やセキュリティーの問題などもあり、国民の不安、不信感もあり、これまで市民クラブは反対してきた経緯もあり、反対するものであることを申し添えたいと思います。

以上、議員各位におかれては、討論の趣旨を御理解の上、意見書提出に反対するようお願いをするものであります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。9番黒木のぶ子君。

〔9番黒木のぶ子君登壇〕

○9番（黒木のぶ子君） 請願第8号、「小坂城址土地購入」に関する調査特別委員会の設置等を求める請願及び意見書案第6号、辺野古新基地建設に反対する意見書に対し、賛成討論をいたします。

まず、請願第8号につきましては、今定例議会への市長の要旨説明にありますように、本来議会が税金の使われ方をチェックし監視しなければならないという立場でありながら、それが不十分な状況となっていることで、執行部による小坂城址土地購入の件で事務調査の第三者委員会を設置する条例案が出されていますが、議会として二元的代表民主制から考えても、議会の役割からしても、議会がこの請願に対し住民の期待に応える必要があります。

先ほど石原議員からも御意見がありましたように、市民は議員の仕事として税金の使われ方のチェックをまさにしてほしいとの要望がある中で、それを否決することはますます市民からの信頼が得られなくなりまして、投票率の低下につながってまいります。

小坂城址の問題については、イデオロギーや価値観ではなく、議員の見識や汗水垂らして働いた市民の血税への向き合い方が問われているものです。執行部は執行部の立場から小坂城址土地購入に関する第三者委員会の設置をし、議会は議会としての問題解明を議会の責任、務めとして調査特別委員会の設置を求めているかなければならないと考え賛成し、続いて、意見書案第6号辺野古新基地建設に反対する意見書に対しての賛成討論をいたします。

基地がつくられている辺野古の大浦湾、まさにエメラルドグリーンのととても美しいところです。私たち市民クラブともう一人の伊藤議員が、この辺野古に11月、視察に行っていました。ここは絶滅危惧種と言われるジュゴンやウミガメ、そして天然記念物のオオヤドカリも

生息していることは、誰もが知っていることです。

こうしたことから、国が示しているアセスメントによって、沖縄県でもジュゴンやウミガメを守るために、2003年に海岸法の中で琉球諸島沿岸海岸保全計画を打ち出し、環境保全への配慮のために動植物の個体数や現存数の調査や解析をしておりましたが、国はここを埋め立て、基地をつくらうとしているわけです。この埋立地についての法律では、公有水面埋立法という縛りがあり、埋立地の用途が国や地方自治体などの計画に対し違反してはならないと定められているのです。しかしながら、この問題は、地域主権や地方分権と言われながらも、国の都合で環境破壊や新基地に反対する圧倒的民意も踏みにじる強引なやり方となっております。

皆様が御存じのとおり、沖縄県民の戦後70年間の時間は過重な負担と犠牲、そしてさまざまな課題を背負いつつ、今なお日米地位協定など政治的不都合な中で暮らすことを強いられ、また、新基地がつくられることでますます米軍基地の固定化につながってまいります。

昨日の新聞でも、思いやり予算を削減するということが日本が打ち出しましたがけれども、この思いやり予算の削減はならず、米軍はアジア太平洋地域に戦略の重心を移すと言っており、この沖縄県本島にある基地は機能面で現代戦争に必要な全ての機能を備えた極東最大の基地と言われます。だから、当然、有事の際には最初のターゲットになる可能性もあるわけです。

沖縄で暮らす人々は、今までの苦勞から絶対に辺野古に新基地をつくらせないために、オール沖縄として国と闘おうとしております。沖縄の人々がこれ以上の犠牲とならないように私は賛成し、この意見書をぜひ皆様にもよく考えていただき、よって請願第8号、「小坂城址土地購入」に関する調査特別委員会の設置を求める請願、また、意見書案第6号、辺野古新基地建設に反対する意見書に、議員各位におかれましてはぜひ御賛同をお願いしたく存じます。

○議長（市川圭一君） 次に、原案反対の方の発言を許します。4番伊藤裕一君。

〔4番伊藤裕一君登壇〕

○4番（伊藤裕一君） 請願第10号、「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願書につき、反対の立場から討論いたします。

青少年の健全育成は、誰もが願うところであり、私も大いに進めてほしいと思っておりますが、本請願の内容に含まれる事実認識、さらに健全育成の手法につき賛同しかねる部分があります。

本請願は、相次ぐ少年の凶悪事件を理由として、青少年の荒廃は深刻な事態に直面しているとしていますが、未成年の殺人犯検挙人数を見ると、昭和26年、昭和36年の二度にわたり448人を記録した後はほぼ減少傾向を示しており、法務省発行の犯罪白書で確認できる最新データである平成25年には55人と、実に9割近くも減少しています。少年の凶悪事件がふえたというのは、報道で少年犯罪が盛んに取り上げられるようになったことなどによる誤解で

あり、青少年に近い世代である私としてはしっかり指摘せねばと思うところであります。

さらに、本請願は、道徳教育を廃したこと、露骨な性描写や残虐シーンを売り物にする雑誌、ビデオ、コミック等を問題視していますが、戦前の道徳教育である修身の授業は少年犯罪を防いだのでしょうか。ゲームや漫画を楽しむことが少年犯罪を招いたのでしょうか。データを見ると疑問を持たざるを得ず、むしろ有害環境の排除の名のもとに実質的な検閲、表現者の萎縮が進み、日本のサブカルチャー文化の発展が阻害されることを危惧しております。

また、健全な青少年は健全な家庭から育成されるとしておりますが、家庭には面倒見のいい家庭もあれば、生活が大変な家庭、児童虐待を行う親もおり、過度に家庭教育を重視することは家庭環境の差による教育格差を招きかねず、学校教育と家庭教育はどちらも大事な車の両輪でなければなりません。

以上の理由により、私は請願第10号に反対するものであり、議員各位の賛同を期待し、討論とさせていただきます。

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。8番須藤京子君。

〔8番須藤京子君登壇〕

○8番（須藤京子君） それでは、意見書案第6号、辺野古新基地建設に反対する意見書の提出についてと請願第8号、「小坂城址土地購入」に関する調査特別委員会の設置等を求める請願の2件について、賛成討論を行います。

まず、意見書案第6号、辺野古新基地建設に反対する意見書の提出についてであります。

市民クラブは、11月に沖縄県うるま市、沖縄市などを行政視察した際、現在沖縄県で大きな問題となっている辺野古の新基地建設に関し、戦中、戦後の沖縄の歴史や米軍基地問題について話を伺うとともに、現地を案内していただきました。そのとき伺った話はこの意見書の中にも盛り込まれておりますが、巷間伝わる沖縄に関する情報がいかに現実とはかけ離れたものであるかを再認識いたしました。

2014年に行われた名護市長選挙、沖縄県知事選挙、衆議院選挙、これら全ての選挙において、辺野古新基地建設に反対である県民の明確な意志が示されております。また、世論調査においても、「反対」と回答した県民が圧倒的多数となっております。

スイスのジュネーブで開催された国連人権理事会において、翁長雄志沖縄県知事が「沖縄の人々の自己決定権がないがしろにされている辺野古の状況を世界から関心を持って見てください。自国民の自由、平等、人権、民主主義、そういったものが守れない国が、どうして世界の国々とその価値観を共有できるのでしょうか。私はあらゆる手段を使って、新基地建設をとめる覚悟です」とスピーチされました。この訴えを私たちはもっと真摯に受けとめなければならぬと考えるものであります。

辺野古への新基地建設は普天間基地の危険除去のためとされていますが、1966年時点で既に辺野古に軍港をつくり、2本の滑走路を持つ基地構想があったことがわかっています。また、普天間返還が決定し、代替施設として辺野古に新基地を建設することになったのではなく、辺野古新基地はベトナム戦争当時からあったプランであり、普天間基地の縮小どころか拡充になってしまいかねない状況なのであります。

また、新基地建設による生態系への影響は、海だけでなく陸地にも及び、微妙に保たれていた生態系を狂わせ、塩害による森林の立ち枯れ等が起き、水資源の枯渇にまで及びかねないと危惧する方もいて、県民の命にかかわるものでもあるのであります。

外交安全保障は、国の専権事項であるから政府の意向が優先されると、地方の民意は否定されています。しかし、民主主義とは民意を尊重することです。日本が民主主義国家であれば、まずは沖縄県民の民意を尊重し、沖縄の基地をどうすれば減らせるのか、県民の負担が少なくなるのかを第一に考えるべきであります。そのために、まずは辺野古新基地の建設をしてはならないのです。地方分権一括法により国と地方とは対等の関係になったことを考えれば、今こそ地方は国に対し意見を言うべきときではないのでしょうか。

次に、請願第8号、「小坂城址土地購入」に関する調査特別委員会の設置等を求める請願についてであります。

小坂城址土地購入に関しては、今議会に執行部提案による牛久市小坂城址土地購入事務処理調査委員会設置条例が提案され、総務常任委員会では全会一致で可決されました。この結果を踏まえれば、本会議の採決でも可決されるものと考えられます。これは、これまでの議会の動きを見れば喜ばしいことではあります。しかしながら、執行部が提案する調査委員会が設置されればそれでよいというわけにはいきません。

さきに行われた議会報告会でも、前期の調査特別委員会が結論を出せなかったことを追及する市民の方の発言からも、この問題は決して忘れていないことを市民は示しています。議会としては、前期の議会で報告できなかった事実を鑑みて、執行部の調査委員会が設置される今こそ、議会としての職責を全うし、市民からの信頼を勝ち得るためにも、再度小坂城址土地購入問題と向き合い、調査を行い、市民に報告すべきではないかと考えます。

以上、意見書と請願の2点について、賛成の立場から討論をさせていただきました。

なお、請願第9号、「精神障がい者の地域活動支援センター設置」の予算化に関する請願も賛成するものでありますが、紹介議員であることから討論は控えることといたしました。

議員各位におかれては、議員としての良識を示す意味でも、これらに賛同をお願い申し上げます。

○議長（市川圭一君） 次に、原案反対の方の発言を許します。17番鈴木かずみ君。

〔17番鈴木かずみ君登壇〕

○17番（鈴木かずみ君） 議案第75号及び第80号に対する反対討論です。

これまで、マイナンバー制度に関する議案には反対してまいりました。

今議会に提出された議案第75号、牛久市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例については、10月から番号通知に続いて、来年1月から社会保障、税、災害対策の分野で利用を開始するため具体化するものです。

マイナンバー制度は、これまで何度も指摘してきましたが、全国民に12桁の背番号をつけて、税金や保険料納付、医療、介護、年金、保育サービス利用などの情報をデータベース化したものを市町村が利用するため、一元的に管理するものです。この条例により、地方税、介護保険、生活保護など、情報を行政が利用できるようになります。番号通知カードの遅配に伴う混乱、遅配に便乗した詐欺被害などが報道されている中、牛久市では不在などで市に返送され、本人の受け取りがないままになっている通知カードは約2,100通に及び、同封された総務省の個人番号カードの申請を促すパンフレットにより、受け取った市民は個人番号カードを急いでつくらなければいけないのかと疑問や不安による問い合わせが続いていることもわかりました。

世界的にも、マイナンバー制度のリスクやトラブルの大きさに、既に施行されている各国が対策を練っています。アメリカでは、身元確認のためには使わないように法改正を重ね、最後の4桁しか見えないようにするなど対策を講じている中、日本は余りにも無防備過ぎるスタートとなっています。

初めは税と社会保障等であっても、特定秘密保護法、安全保障関連法など、戦争へ突き進んでいる背景を考えれば、絶対に許すことができません。既に公的機関、警察などによる人権侵害の個人情報収集や国民監視が繰り返されており、さらにその危険性を高めかねません。この条例がなくても、これまで社会保障給付に関する事務は行われてきました。実施を中止しても、市民生活に何ら支障はありません。

議案第80号補正予算には、マイナンバーに関する費用が含まれており、他の補正内容には反対するものではありませんが、マイナンバー関連のシステム改修費は今年度分として約8,000万円、平成29年度までに約1億5,000万円が予定されていることも明らかになりました。莫大な税金を投入し、市民に不安を与えるマイナンバー制度に強く反対するものです。

議員各位の御賛同を心よりお願いいたします。

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。7番杉森弘之君。

〔7番杉森弘之君登壇〕

○7番（杉森弘之君） 議案第74号、牛久市小坂城址土地購入事務処理調査委員会設置条例について、並びに請願第8号「小坂城址土地購入」に関する調査特別委員会の設置等を求める請願について、賛成討論を行います。

最初に、議案第74号ですが、このことについては市長が説明を行ったその要旨を再度ごらんいただきたいというふうに思います。大変大事なことが書かれているだろうというふうに思います。

そこには、「小坂城址土地購入問題に関しましては、市民の間に、市役所に暗雲がかかっているがごとく捉えられ、当市議会におきましても長らく課題となっており、本来であれば基礎自治体に制度として認められた、いわゆる百条委員会において調査され、全容が明らかになることが望ましいと考えております。しかしながら、その道筋も見えない現状におきましては、市民の皆様により行政の責任者となった私としては、でき得れば、議会尊重の意味からも、市議会の今までの百条委員会の内容も踏まえた中で、今、この時期に暗雲を払いのけ、光明を見出したいと考えております」、このように述べているのであります。

周知のとおり、百条委員会というのは、議会として最も権限を持った調査特別委員会です。この「暗雲を払う」、これは執行委員会としても独自に自浄機能として今回この委員会というものを設けていくということについて私は賛成をするものでありますが、議会としてはこのように言われているということについてどのようにお感じになっているのか、私は議会の一員として大変恥ずかしいものである、このように強く感じるものであります。私は、二元代表制のもとで本来議会が果たすべき役割、このことに対する責任感、これを議員が放棄するということはあってはならないことである、このように思うわけであります。

私は、この執行部が委員会を設置するということについては、まさに執行部として自浄機能を発揮するという意味においても賛成をするものであり、また同時に、今回出されております請願第8号「小坂城址土地購入」に関する調査特別委員会の設置等を求める請願に賛成をするものであります。

この請願の中には、3月30日の委員会に過半数の委員が欠席をして、結局審議内容などが市民に一切明らかにされなかった。調査報告書も出されなかった。このことに対する鋭い指摘が書かれております。そして、市民はこの問題に納得していませんとこのようにも書かれているわけであります。まさにそのとおりではないでしょうか。

そして、この市長の説明の中には、百条委員会の内容も踏まえた形で執行部としては調査を進めていきたいというふうに書かれているわけですが、百条委員会があのような形で終わってしまったということは、執行部のその調査にも支障を来すという意味合いになってまいります。私たちは、執行部のその調査、それに依拠するのではなくて、議会としてまさに調査機能を発

揮する、その役割をこれから果たしていかなければならないというふうに思います。

その意味で、この請願についても同様に賛成をいただけますように心からお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

○議長（市川圭一君） 次に、原案反対の方の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。16番遠藤憲子君。

〔16番遠藤憲子君登壇〕

○16番（遠藤憲子君） 請願第9号に対する賛成討論を行います。「精神障がい者の地域活動支援センター設置」の予算化に関する請願に対し、賛成の立場で討論を行います。

平成26年12月議会で精神障がい者の地域活動支援センター設置に関する請願が全員賛成で採択されてから1年が過ぎましたが、一日も早く実現をと、予算化を求めている請願です。

ストレスや事故、災害などでやむなく精神障害を負ってしまった方々もふえています。自立支援医療患者の方が市内でも1,000人を超え、退院後の地域での受け皿、また、在宅の精神障害者の居場所が必要であります。

市外には、いなしきハートフルセンターがありますが、障害者の障害の特性により、遠くて通いづらいなど意見が出されています。市内に通える居場所として地域活動支援センターがあれば、専門家である精神保健福祉士などの援助により、ひきこもりの状態から脱するきっかけづくりや就労に向けた取り組みも期待できます。さらに、地域で安心して生活できる基盤づくりが急がれております。当事者、家族会の願いに応えるために賛成をするものです。

以上、請願第9号に対する賛成討論といたします。議員各位の御賛同を心からお願いいたします。

○議長（市川圭一君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。18番利根川英雄君。

〔18番利根川英雄君登壇〕

○18番（利根川英雄君） まず、意見書案第6号、辺野古新基地建設に反対する意見書の提出についてであります。

この意見書は、沖縄県の米軍普天間飛行場を辺野古に移設し、そこでの新たな新基地建設の中止を求めるものであります。住民意志を尊重することが地方自治の権利につながるというものでもあります。

2014年に行われた全ての選挙において、辺野古新基地建設に反対であるという県民の明確な意志が示されました。また、世論調査においても「反対」と回答した県民が圧倒的多数と

なっております。こうした民意が明らかとなっているにもかかわらず、政府は辺野古新基地建設の計画を推し進めております。

糸満市摩文仁の平和祈念公園で、県と県議会主催による沖縄全戦没者追悼式で翁長雄志知事は平和宣言で、戦後70年たった今も全国の米軍専用施設の74%が国土面積のわずか0.6%の沖縄に集中していることを指摘、そして強制収用された世界一危険と言われる普天間飛行場の固定化は許されず、その危険性除去のため辺野古に移設するとの考えは、到底県民には許容できるものではありませんと主張しました。政府においては、固定観念に縛られず、普天間基地を辺野古へ移設する作業の中止を決断され、沖縄の基地負担を軽減する政策を再度見直されることを強く求めますと訴えました。

さきに同僚議員からも述べられましたが、スイスのジュネーブで開催された国連人権委員会においての県民の思いを託された翁長知事が述べる中で、自己決定権をないがしろにされているということが訴えられました。憲法や地方自治法が定める地方自治の本旨に基づく自己決定権、地方自治体の自己決定権はそれを国が尊重するのが当然のことです。ところが、国はそれに反し、一方的に基地建設を押しつけるということは、憲法や地方自治法に違反していると言わざるを得ないわけであります。

一自治体が国際社会に向けて演説した事実を、政府は重く受けとめるべきであります。また、住民みずから決定した意志を軽視する政府の姿勢は見過ごすわけにはいきません。民意を尊重する立場からも、同じ地方自治体の問題として捉えるべきではないでしょうか。牛久議会が辺野古新基地建設反対の住民の思いを酌み取り、同じ地方議会として、国に対し意見書を提出すべきだと訴えるものであります。

続きまして、請願第8号、小坂城址土地購入疑惑解明を求める特別委員会の設置を求める請願書であります。

これまで、この問題につきましては何度となく指摘をしてきましたが、本年3月30日に開かれる予定だった特別委員会は、委員のボイコットで成立ができず流会となりました。その結果、委員会は自然消滅となったわけであります。

議会は、市政のチェック機能を果たすところであり、言論の府でもあります。次回日程と出欠を確認し、開催を決めていました。それを当日ボイコット、流会、自然消滅をさせた責任は重大だと言わざるを得ません。開会される予定だった委員会は、まとめなどを集約するため、次年度の委員会予算を決めるものであります。市の予算を使い、その結果を出さないまま、うやむやにしてしまう終結は、予算、決算を審議する議会として許されるものではありません。多くの市民からは、なぜ中途半端に終わってしまったのかと厳しい指摘を受けております。それは、11月14日に実施された議会報告会でも明らかになったわけであります。

前回の反対討論は、よく問題の内容を理解していないものではないと言わざるを得ないわけではありますが、もし今回も反対されるならば、議会のチェック機能を放棄するその理由を明確にされたいと思います。

今定例会では、執行部から第三者委員会設置の議案が提案をされております。この内容は同僚議員が言われたわけではありますが、再度この市長の提案理由の説明を述べさせていただきたいと思います。

小坂城址土地購入問題に関し、市民の間に、市役所に暗雲がかかっているがごとく捉えられていると。市議会においても長らく課題となっており、本来であれば基礎自治体に制度として認められた百条委員会で調査をされ、全容が明らかになることが望ましいと考えている。しかしながら、その道筋も見えない現状において、行政の責任者となった市長としては、できれば、市議会尊重の意味からも、今までの百条委員会の内容も踏まえた中で、今、この時期に暗雲を払いのけ、光明を見出したいと考えている。本件は、小坂城址の土地購入に関する事務処理の調査及び実態把握を行うためと、提案理由を説明しております。

この第三者委員会は地方自治法によるもので、調停や審査、諮問または調査のための機関であって、その調査結果は何ら法的根拠もありません。また、証人喚問、証人尋問等もありません。百条委員会での調査との違いがあったとしても、ただそれだけと言わざるを得ないのであります。議会としての調査権は、伝家の宝刀とも言われる百条委員会であり、第三者委員会とは根本的な違いがあります。議会としての役割を果たすためには、必要な調査特別委員会であります。市民から議会への負託を受けたこの調査を終結させるためにも、絶対に必要不可欠と言わざるを得ません。

今回の設置目的の大きな理由の一つは、百条委員会の調査報告を作成し、終結させるためのものであります。これが議会としての最低限度の役割であります。採決は、賛成か反対しかありません。もし判断できなければ、退席ということも考えられます。市民の負託に応えるためにも、議会としてのチェック機能を果たすためにも、議員各位の思想、信条や党派、会派を超えた御賛同を心から訴えまして、賛成討論といたします。

○議長（市川圭一君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第74号ないし議案第85号の12件、意見書案第6号の1件、請願第8号ないし請願第10号の3件について、順次採決いたします。

初めに、議案第74号、牛久市小坂城址土地購入事務処理調査委員会設置条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第74号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号、牛久市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立多数であります。よって、議案第75号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号、牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第76号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号、牛久市税条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第77号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号、牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第78号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号、牛久市公園条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長

の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第79号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号、平成27年度牛久市一般会計補正予算（第5号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立多数であります。よって、議案第80号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号、平成27年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第81号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号、平成27年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第82号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第83号、平成27年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第83号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第84号、平成27年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第84号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第85号、指定管理者の指定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第85号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、意見書案第6号、辺野古新基地建設に反対する意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立少数であります。よって、意見書案第6号は否決されました。

次に、請願第8号、「小坂城址土地購入」に関する調査特別委員会の設置等を求める請願、本案に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立少数であります。よって、請願第8号は不採択と決しました。

次に、請願第9号、「精神障がい者の地域活動支援センター設置」の予算化に関する請願、本案に対する委員長の報告は採択するであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、請願第9号は委員長の報告のとおり採択することに決しました。

次に、請願第10号、「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願書、本案に対する委員長の報告は採択するであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立少数であります。よって、請願第10号は不採択とすることに決しました。

次に、日程第17、政治倫理条例特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

政治倫理条例特別委員会委員の選任について

○議長（市川圭一君） 政治倫理条例特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、3番尾野政子議員、7番杉森弘之議員、15番石原幸雄議員、18番利根川英雄議員、19番山越 守議員、21番柳井哲也議員、22番中根利兵衛議員の以上7名の議員を指名し、選任します。

なお、政治倫理条例特別委員会の委員長及び副委員長の互選のため、委員会条例第10条第1項の規定により、議長において、政治倫理条例特別委員会を本日、本会議終了後、直ちに招集しますので、委員は議員会議室に御参集ください。

次に、日程第18、閉会中の事務調査の件を議題といたします。

閉会中の事務調査の件

○議長（市川圭一君） 本件は、お手元に配付してありますとおり、各委員長から閉会中の事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。本件は、各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、本件は、各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付することに決しました。

以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了されました。

これをもって平成27年第4回牛久市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前11時46分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 市 川 圭 一

署名議員 池 辺 己実夫

署名議員 守 屋 常 雄